

I. 目的

「エネルギーグループ企業行動憲章」で掲げる行動原則【コンプライアンス経営の推進：法令・ルールはもとより、その背景にある倫理や道徳を含む社会的な規範を遵守し、一人ひとりが3つの行動、「良識に照らします」「率直に話します」「積極的に正します」を実践します。】を徹底するため、「中国電力コンプライアンス行動規範」を定める。

II. 役員・社員行動規範

1. 基本的な心構え

電気事業の公益性および中国電力の役員・社員としての使命と誇りを自覚し、以下の行動規範にのっとり行動する。

- (1) エネルギーグループ企業行動憲章を十分認識し、地域社会との信頼関係構築に努める。
- (2) 電気事業における公正かつ自由な競争を実現するため、電気事業法に規定する行為規制、独占禁止法、関連法令およびガイドライン等の遵守を特に徹底する。
- (3) 事業活動を通じて得られるお客さま情報等の重要性を十分に認識し、個人情報保護法等の関連法令およびガイドライン等の遵守を徹底する。
- (4) 法令等の遵守のみならず、社会的良識をもって公正・誠実に行動する。
- (5) 職場の内外を問わず人権を尊重し、節度ある行動に努める。

2. お客さま対応にあたっての行動規範

お客さまに信頼していただくため、以下の行動規範にのっとり行動する。

- (1) お客さまには、誠意をもって対応し、言葉遣いや身だしなみ等お客さまに不快感を与えることのないよう接する。
- (2) 信義を重んじ、お客さまとの約束を誠実に履行する。また、サービス内容等について不当な取り決めや不公正な行為はしない。
- (3) お客さまとの取引にあたっては、お客さまのニーズを的確に把握し、十分な説明を行い、理解と納得を得た上で取引する。
- (4) お客さまからのお申し出に対しては、迅速かつ誠実に対応する。

3. 株主・投資家対応にあたっての行動規範

株主・投資家のご期待にこたえるため、以下の行動規範にのっとり行動する。

- (1) 株主・投資家から評価・選択していただけるよう、適時・適切な企業情報の開示に努める。
- (2) 株主・投資家への不当な利益供与は絶対に行わない。また、株主・投資家からの不当な利益供与の要求には一切応じない。
- (3) 「インサイダー取引防止規程」を遵守し、株主・投資家の信頼を損なう行為はしない。
- (4) 株主情報が漏洩しないよう厳正に管理する。

4. 取引先等対応にあたっての行動規範

国内外を問わず、以下の行動規範にのっとり行動する。

- (1) 政治・行政、取引先等と健全かつ正常な関係を構築する。
- (2) 公務員に対し、不正な利益供与等を行わない。
- (3) 取引先等に対し、社会通念上儀礼の範囲を超える贈与や接待等を行ってはならず、またこれらを受けてはならない。
- (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

5. 職場における行動規範

職場秩序維持のため、以下の行動規範にのっとり行動する。

- (1) 業務遂行上関連する法令のみならず規程、準則等の社内ルールを遵守する。
- (2) いかなる場合であっても、事実の隠ぺいや虚偽の報告を行わない。
- (3) 業務上知り得た情報を正当な理由なく外部に漏らしてはならない。
- (4) お互いの人格・個性を尊重し、働きやすい環境づくりに努める。
- (5) 職場内における多額の金銭貸借や商行為等の節度を外れる行為はしない。

6. 社会人としての行動規範

私生活においても、以下の行動規範にのっとり行動する。

- (1) 法令はもとより、社会一般のルールの遵守等、常に社会人としてのモラルに従って行動する。
- (2) 品位と節度ある行動を旨とし、いかなる場合においても会社の信用を失墜させるような言動はしない。
- (3) 自己の支払能力を超える借財等により自己破産に至るなど、業務に専念できなくなるようなことはしない。
- (4) 会社への届け出なしに他の会社・団体の役員になり、または、自己もしくは他人の営業に従事してはならない。